

※ ① 小型無人機を飛行させること
無人飛行機（ラジコン飛行機等）、無人滑空機、無人回転翼航空機（ドローン等）、無人飛行船等

② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること
気球、ハンググライダー、パラグライダー等





警 告



桂駐屯地周辺での 小型無人機の飛行は禁止されています。

駐屯地は、小型無人機等飛行禁止法（平成28年法律第9号）に基づく対象防衛関係施設に指定されている為、**駐屯地周辺約1000m地域での小型無人機の飛行は原則禁止**されています。

飛行禁止地域の詳細及び飛行を行う場合の手続き等については、防衛省HPをご覧ください。下記の問い合わせ先へお問合せください。

なお、**同法に違反した場合は、同法上の安全確保措置の対象になる場合がある**ほか、「6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」が科せられます。

陸上自衛隊桂駐屯地司令

問い合わせ先：075-381-2125